

平成27年9月18日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
技	監	松	尾	定
総	務	北	川	政
企	画	中	野	博
営	業	井	上	祐
営	業	千	賀	耕
営	業	小	田	
農	業	秀	島	一
農	業	平	川	
く	ら	大	宅	敬
く	ら	山	下	朋
ま	ち	橋	口	一
山	内	松	本	重
北	方	村	山	美
会	計	溝	上	正
こ	ど	諸	岡	隆
こ	ど	笠	原	孝
上	下	水	町	直
総	務	松	尾	
財	政	古	賀	龍
企	画	神	宮	一
選	挙	末	藤	勇
監	査			二
委	員			
事	務			
局	長			

議 事 日 程 第 7 号

9月18日(金) 10時開議

日程第1	第61号議案	武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第62号議案	武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第63号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第66号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第68号議案	武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第69号議案	武雄市過疎地域自立促進計画の変更について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第73号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第74号議案	平成27年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第77号議案	財産の処分について(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第79号議案	平成27年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第64号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第65号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例(福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第67号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第70号議案	平成26年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第72号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第71号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第78号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第19	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第20	決議第1号	武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第21		閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号及び諮問第2号並びに議員から提出されました決議第1号の3件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託をいたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがいまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第6 第61号議案～第69号議案

日程第1. 第61号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例より日程第6. 武雄市過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題といたします。

以上の6議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第61号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第61号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について御報告いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正を行うというものでございます。

マイナンバーが認証された個人情報が、法令に定められた範囲を超えて利用させないよう、または漏えいしないように、その管理の適正を確保するための規定を追加してあります。マイナンバーが導入されるといろいろな行政手続の簡素化が望め、また、税と社会福祉の迅速な対応に大きな効果が期待できるということですが、同時に情報の漏えいと目的外使用の懸念がないわけではないので、これらを厳しく監視するような規定が網羅されているということでした。

委員からは新庁舎やワンストップ行政に向けて、マイナンバー制度が活用できるような形でのシステム開発もお願いしたいと意見が出ております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第62号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 62 号議案 武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

本年 10 月から公務員の共済年金が厚生年金に一元化されることによる条例の改正で、条文の中にある「地方公務員等共済組合法」とあるのを「厚生年金保険法」に改めるということとでございます。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 63 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

この条例は地方税法の一部改正に伴い武雄市税条例の一部を改正するもので、番号法の施行に伴い申告や減免申請などの手続きの際に「個人番号及び法人番号」を申請書に記載する規定を整備されております。またたばこ税の税率の特例が廃止になり、3 級品の価格が上がるといっていますが、激変緩和のため 4 年間かけて税率引き上げをするということとございました。平成 28 年度の試算では、約 200 万円のたばこ税の増収が見込まれるということとございます。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 66 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

この条例は、厚生労働省令の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業の職員の配置基準を見直すもので、数の算定に当たり保健師または看護師に加え、準看護師も

1人に限り保育士と見なすことを可能とするもの、と説明を受けております。

審査の結果、委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第68号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第68号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について審査の結果を御報告いたします。

この条例は空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い武雄市における空き家対策の推進を図るために改正されるものです。空き家等の対策は所有者がみずからの責任によりの確に対応することが前提ですが、この改正により空き家等の状況で周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等に対しては、市が最小限度の支援措置を講ずることができると説明を受けております。

現在35軒の危険な空き家があると報告がありましたが、委員からは空き家の軒数の把握についてはしっかりとしたプロセスをつくり上げるように要望が挙がっております。

審査の結果、委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第69号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第69号議案 武雄市過疎地域自立促進計画の変更について審査の結果を御報告いたします。

今回の変更は、過疎地域内の北方町において、保育所の大規模改修工事が計画されており、過疎地域自立促進計画を変更することで、国庫補助金のかさ上げ等が可能になることから、事業計画の表中に保育所を追加するものと説明を受けております。

審査の結果、委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 61 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 61 号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

この条例改正は、さきの国会で可決、施行されている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度導入に伴う条例の変更であります。

さきの国会で、日本共産党はマイナンバー制度導入については国家が赤ちゃんからお年寄りまで国民の税や資産、社会保障利用状況など細部にわたり丸裸にするもので、プライバシーの侵害やセキュリティへの問題、さらに多額の国費 3,000 億円を費やすなど問題が多く中止をしよう求めています。（発言する者あり）（笑い声）しかし、この 10 月から簡易書留ですべての国民市民に通知カードが各世帯、各家庭に送られるようであります。

さらに預金、口座番号など個人情報、そうした中で預金、口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問があったと報じられています。まさに情報の漏えいや不正、なりすましなどセキュリティへの国民市民の不安は拭い去れません。

本市の住民基本ネットの利用は 1,251 件、赤ちゃんからお年寄りまでの市民、なんと 2.5% の利用であります。これがマイナンバー制導入への市民のセキュリティ対策への不安の一端ではないでしょうか。

先日 9 月 3 日、国会ではさらなるこのマイナンバー制度がまだ始まってもないのに修正された。加味されたのは預金口座や特定健診結果などマイナンバーに盛り込むとする追加が国会で可決をされています。

私はさきの 16 日総務文教常任委員会で、総括質疑でも伺いましたが、国はマイナンバー制の法律施行で政府が今後新たに追加する項目など、その他政令また省令でできると法律になっているようであります。

この点から見ましても、これからさらにコンビニなどでの利用拡大でたくさんの情報が、住基ネットカードとは桁違いの情報が拡大されていくことへの国民市民の不安、セキュリティへの不安は増すばかりであります。それも日本年金機構の情報漏えいに見られることから、一たび情報が流出すれば、人の人生を狂わせる大変な事態が予想されております。

よって、国へ中止を求めることこそ市の対応だということを申し上げ、反対の討論にかえ

るものであります。

○議長（杉原豊喜君）

4番山口等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。第61号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどマイナンバー制度そのものに反対というような旨を言われましたが、この制度は国が定めた制度であり、既に来月10月から通知カードにより番号が国民一人一人に付加されることになっており、全国の公共団体等が法令に基づいて準備を進めているところでございます。また法律で、市町村長が個人番号を指定して通知カードにより通知しなければならないことになっており、その取り扱い用法等についても厳格な法の定めがあるわけでございます。

このナンバー制度が導入されますと年金、福祉関係の書類が減り、印鑑証明、税等、社会福祉の迅速な対応ができ、行政事務が効率化され市民のニーズにこれまで以上に対応できるようになり、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で幅広く利用されることであります。

冒頭でも言いましたが、もう国が進めている制度です。これからの時代を考えますとぜひ必要な制度と考えます。

以上の理由をもって賛成討論とします。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第61号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第62号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第63号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 68 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 69 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7～日程第 10 第 73 号議案～第 79 号議案

日程第 7. 第 73 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）より日程第 10. 第 79 号議案 武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

以上の 4 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第 73 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第73号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、1款1項2目の車券発売金で、開設記念の車券売上実績額が4,856万8,000円の減額、通常開催分が5億9,492万1,000円の増額であり、この増額の主な要因は、F1である佐々木昭彦杯と井上茂徳杯に場外発売所が多くついてもらったことによる増額であり、またミッドナイト小倉競輪で競輪場を借り上げて開催をしました2億9,164万7,000円の増額は、車券売上額の実績が1日当たり1億円となり、当初見込みより2,000万円増加したことによるもので、合わせまして8億3,800万円を増額補正してあるとの説明を受けました。

歳出では、歳入の車券発売金の増額に伴う増額補正を行うものであり、特に的中車券払戻金が大きく、総額7億8,024万2,000円の競輪開催費の増額補正を計上してあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第74号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第74号議案 平成27年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

昨年度実施した給湯管布設替えに伴う舗装復旧工事費の補正で、資材単価の高騰による事業費の増加を極力抑えるため、舗装工事の工法等の見直しをし、全面オーバーレイ工法で積算した額及び資材価格の増加分を反映した市道保養センター線ほか、舗装復旧工事1,022万9,000円を計上し、その財源としては、給湯事業基金を取り崩した1,000万円と前年度繰越金の53万2,000円の一部を充ててあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第77号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 77 号議案 財産の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄北方インター工業団地の用地を日本ハードメタル株式会社に売却するもので、処分する財産の合計面積は 2 万 4,064 平方メートル、処分の価格は 3 億 1,373 万 6,900 円であります。

これにより平成 23 年 10 月から分譲を開始しておりました武雄北方インター工業団地は完売したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入として 4 款 1 項 1 目で、さきの第 77 号議案で御報告いたしました、財産処分に伴う日本ハードメタル株式会社から土地の売払収入 3 億 1,373 万 7,000 円を計上してあり、歳出として、2 款 1 項 2 目土地の売払収入をもって起債の残額、2 億 7,962 万 5,000 円を繰上償還し、残りは県と市で折半してそれぞれを県に返還と一般会計に繰り出すものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 73 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11・日程第 12 第 64 号議案・第 65 議案

日程第 11. 第 64 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び日程第 12. 第 65 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 64 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 64 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、平成 25 年 9 月に議決された国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、地方税法の改正に伴い、算出基礎となる総所得の範囲、施行日などについて、所要の条例整備を行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 65 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第 65 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、いわゆるマイナンバー制度が、10月5日から始まります。これに伴い、当該法律の規定による通知カード及び個人番号カードが交付されることとなります。

初回交付については国の負担とされておりますが、再交付にかかる費用については個人負担となるため、本条例の一部を改正し、対応するという説明を受けました。

委員会からは、情報漏れ、紛失等により悪用される危険性も高いという見解から、老人会や区長会での説明など、できる限りの配慮をするよう意見があがりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 64 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 議案を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13～日程第 15 第 67 号議案～第 72 号議案

日程第 13. 第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例より日程第 15. 第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてまでを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 67 号議案に対する報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

新しく建設している佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設「さが西部クリーンセンター」が平成 28 年に稼働します。それに伴い、現在定めている一般廃棄物の「臨時収集」という制度にかかる収集運搬手数料を廃止するための条例改正です。

「臨時収集」とは、もともと合併前の武雄市のみにあった制度で、杵藤クリーンセンターへごみを直接持ち込みできず、また 90 センチ以上の粗大ごみを集積所に出せないため、粗大ごみや引っ越しの際の大量のごみを、許可業者が重量に関係なく、2 トントラック 1 台につき 4,320 円、2 分の 1 台については 2,160 円の定額の手数料で運搬する制度です。

今回、さが西部クリーンセンターでは、処理方法変わりました。個人でごみの直接持ち込みができるようになりました。また、ごみ手数料はごみの重量によって変わることになり、個人搬入の場合は、10 キロ 80 円、事業者は 10 キロ 120 円を支払うこととなります。運搬手数料は、ごみの重量によって変動するため、定額の運搬料金を定めることができないので、廃止をお願いするものと説明を受けました。

なお西部クリーンセンターは 9 月 1 日より試験運転をしており委員会で現地視察を行いました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 70 号議案に対する報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 70 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御報告いたします。

地方公営企業法の一部改正により、毎事業ごとの生じた利益について、議会の議決を得て処分することになっており、市としては、現在約 26 億円の企業債残高があるため 26 年度に発生した 4,353 万 6,319 円の利益については、全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいので、議会の議決を求めるとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 72 号議案に対する報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、農業集落排水事業費の工事請負費について、山内町にある立野川内処理場、三間坂処理場の 2 地区において、機器装置の一部を省エネ型の機器装置に交換する工事です。

省エネの効果として 1 処理場当たり年間 90 万円の電力費の削減を見込んでおり、工事にかかる費用については、全額国庫補助金であるとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 67 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 70 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 72 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16・日程第 17 第 71 号議案・第 78 号議案

日程第 16. 第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）及び日程第 17. 第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長に報告を求めます。

第 71 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、主な審査内容と結果を御報告いたします。

2 款 2 項 2 目の地域振興費では、地方創生先行型交付金による事業で、定住促進につながる移住希望者への P R として、移住相談会等に要する経費 26 万 8,000 円が計上されております。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費では、大崎保育園の改築にあたり、過疎地域自立促進特別措

置法の適用で保育所等整備補助金 804 万 4,000 円の増額を計上されております。

9 款消防費では、杵藤地区統合施設整備事業にかかわる費用のうち、受託工事の造成工事にかかる 1 億 5,000 万円が計上されております。工事内容は、造成面積 4,400 平方メートル、盛り土、地盤改良、水路つけかえの工事ということであります。

10 款教育費の学校教育総務費には、平成 28 年度から新たに官民一体学校、武雄花まる学園の取り組みをする学校の教材として 96 万 5,000 円。また、今年度 10 月からスマイル学習の国語も計画されており、小学校学習用コンテンツ管理システム使用料として 35 万 6,000 円が計上されております。

繰入金の財政調整基金繰入金については、前年度の繰越金を活用いたしまして、3 億 2,000 万の基金取り崩し額の減額がされております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について主な審査内容と結果を報告いたします。

2 款 2 項 2 目の地域振興費、佐賀県段階チャレンジ補助金 288 万 7,000 円を計上してあります。これは、地域により活性化を図るために、住民みずから考え、実行する際に必要な経費に助成を行うものですが、第 1 次第 2 次の募集分については、6 月議会で議決されております。その後県より、第 3 次の追加募集が行われ、地域から出された事業 3 件についての追加補正との説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 71 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第71号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2款2項2目13節まちなみ創造事業委託料623万2,000円の補正は、駅北部市街地の空き店舗を活用し、にぎわい創出のための新たな拠点づくりを行うとともに、その取り組みを広く周知し、創業や定住促進につなげる目的の事業をお住もう課と共同で行い、移住相談会など開催しながら事業効果を図るためのものと説明を受けました。

委員からは、空き店舗活用とは、具体的にどのような事業内容になるのかとの質疑があり、執行部からの説明として、今後の武雄市へ人が流れ込むための調査、拠点づくりのモデル事業であり、現在想定している具体案として、人の流れをつくり出すためのイベント、空き店舗の改築・改装の紹介提案、創業及び移住の誘致等、事業を予定しているとのことでありました。

また、7款1項4目15節の保養村公衆便所改築工事1,804万3,000円は、武雄温泉大駅伝の開催や県立宇宙科学館のリニューアルなど保養村の来訪者がふえてきており、保養村催し広場も家族連れや観光客の利用が増加している状況の中で、現在の公衆便所が約20年を経過し、老朽化が目立つため今回の補正で、みんなのトイレの設置を含む、ベビーチェア等も備えた公衆便所に改築し、利用者のさらなる利便性を向上させるものと説明を受けました。

慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第78号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第78号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について審査の経過と結果を申し上げます。

18款1項3目新工業団地整備事業特別会計繰入金として、新工業団地整備事業特別会計からの繰出金1,705万6,000円を計上してあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

第 71 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

新規の事業として、マイナンバー制度の開始に伴う通知カード、個人番号カード交付に要する経費、健康寿命延伸に取り組むための経費、その他、前年実績による臨時福祉給付金、子育て世帯臨時福祉給付金にかかる返還金等が計上され、内容について質疑、答弁が交わされたところです。

中でも、地域共生ステーション推進事業費補助金に関して、事業内容や施設建設の計画について、地元との協議などに問題があるという強い意見が出たところです。

審査の結果、本議案について、本委員会としての意見をとりまとめ、附帯意見をつけることとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、附帯意見を申し述べます。議員の皆さん方には審査報告書に添付しております。

第 71 号議案に対する附帯意見。第 71 号議案 武雄市一般会計補正予算（第 2 回）における歳入 15 款 2 項 2 目 2 節に計上の地域共生ステーション推進事業費補助金、歳出 3 款 2 項 1 目 19 節に計上の地域共生ステーション推進事業費補助金については、申請から一定期間、地元や関係者等への説明が滞っている事実が判明し、当該予算の審議に至っております。

さまざまな団体と協働しながら、福祉の拠点としてサービスを提供すべき本事業の趣旨から、本来は地元の理解を得た上で事業を始めるべきであると考えますので、当該事業及び施設建設の計画に関し、早急に地元との協議を行い、同意を得るよう事業者に働きかけることと、あわせて今後についても、申請の時点でこうした指導、助言を徹底することを強く申し入れいたします。

以上、報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 71 号議案に対する報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、環境衛生費において、今回県の不法投棄防止対策等支援事業補助金を活用して、市内における廃棄物の不法投棄及び不適切な処理の防止に取り組む事

業です。

各町におられる佐賀県廃棄物監視員と市道の管理者及び武雄警察生活安全課で構成している「不法投棄防止対策協議会」と区長会の連携で、撤去箇所の選定及び撤去作業をしていくことになり、市内 14 カ所を予定しています。

監視カメラについては可動式 2 機 1 カ所の分を借り上げ、設置場所については 10 月にパトロールを行い、協議会で決定する予定です。

また、道路維持費では、舗装老朽化が激しい路線は多く、通行時の安全確保や修繕工事を計画的に進めるためにも、今回増額をお願いするものと説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、災害復旧費として、8 月の 12 日から 13 日の豪雨に伴う農地・農業用施設災害復旧と農林地崩壊防止事業で、農地 10 カ所、田 7、畑 3 カ所と農業用施設 23 カ所、農道 11、水路 7、ため池 5、農林地崩壊 4 カ所の復旧工事及び土木施設災害復旧工事として、単独小災害 6 カ所、河川 2、市道 4 の工事費請負費をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで第 71 号議案及び第 78 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 71 号議案に対する討論を求めます。23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 71 号議案 平成 27 年度一般会計補正予算（第 2 回）に反対の討論を申し上げます。

今回の補正は、総額 6 億 4,946 万 6,000 円であります。大きいのは前年度繰越金 7 億 5,020 万 6,000 円で計上されております。それは、前年度繰越金は基金や退職金に積み立てられています。

反対する理由は、そのほかの一つにさきの条例改正で討論いたしましたマイナンバー制の導入にかかわる個人番号カード、通知カード再交付手数料に 6 万 5,000 円の補正が計上されています。マイナンバー制が見切り発車であり、中止を求める点から計上に反対であります。

2 つ目に官民一体学校の取り組みで、花まる学習会の教材費として 96 万 5,000 円の計上、さらに 35 万 6,000 円、学習用動画コンテンツ使用料に反対であります。支出に反対であります。

これまで花まる学習塾の導入は、前市長の独断専行で、政治が教育に介入するやり方で進められているからであります。（発言する者あり）現場に押しつけられ、この間進められているそのスローガン、メシが食える大人を目指すというものですが、地域の人たちは大変苦勞されている状況であります。

昨年からスマイル授業、反転授業化に 3 人の職員が配置をされています。年間費用は大きいものであります。新しい武雄の教育と言うなら、私は、児童生徒に行き届いた教育を進めるため、少人数学級 1 クラスの定数を今の 40 人から 35 人、さらに 30 人の定数にした取り組みこそ武雄市が先頭になって進めるべきことを申し上げます。

以上、反対の理由を申し上げ討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの討論の中で、前市長の独断専行という言葉使われましたけれども、予算執行につきましても、全部議会の議決を得て執行されております。そこら辺は注意、発言には注意をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

ちょっと待ってください。独断専行の部分は取り消しを求めます。（「そりゃ、議長の横暴ですよ」「横暴じゃなか」と呼ぶ者あり）

ちょっともう一回言ってくださいよ。今の何ですか、ちょっと。もう一回。今言われたこと、もう一回。（「議長の権限」と呼ぶ者あり）

こっちも議長の職権の中で、今対応させていただいておりますよ。皆さんが、議員さんたちがお互いしやすいような対応で。横暴という言葉はですね……（「失礼かよ」と呼ぶ者あり）これ懲罰に値しますよ、こういうことは。

議事を進めたいと思います。討論ございませんか。4 番山口等議員

○4 番（山口 等君）〔登壇〕

第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、賛成の立場で討

論をさせていただきます。

先ほど述べられました学校教育費は、来年度進める官民一体型の教材、キューブキューブまた四文字熟語、たんぼぼ等の印刷製本代でございます。その96万5,000円でございます。この予算は来年度、28年度に官民一体教育を新たな学校で実施される予定になっておりますが、この教材を事前に購入し、この教育をスムーズに行わせるためのものであります。

教職員に向けた研修、また児童に対するデモ授業なども必要であり、その準備授業にしても必要な経費であります。来年度になっていきなり使用するとすれば、教職員並びに児童も戸惑うことがあるのではないのでしょうか。これからの武雄市を担う子どもたちにとって、とてもプラスになることだと考えます。

以上の理由をもちまして賛成討論といたします。議員各位の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第71号議案を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第71号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に第78号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第78号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18・第19 諮問第1号・諮問第2号

日程第18. 諮問第1号 人権擁護員候補者の推薦について及び日程19. 諮問第2号 人権擁護員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

諮問第1号につきましては、現委員の禿井隆信氏の任期が、本年12月31日をもって満了いたしますが、引き続き禿井さんを推薦いたしたく、また諮問第2号につきましては、現委員の杉岡龍道氏の任期が、同日をもって満了し退任されることとなり、後任として長森智明氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

禿井さん、長森さんの経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第1号について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に諮問第2号について質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第1号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、すなわち禿井隆信氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第2号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長

に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、すなわち長森智明氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第20 決議第1号

日程第20. 決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案、以下読み上げます。

地方自治法第100条の規定により、次のとおり武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査を行うものとする。（発言する者あり）

1つ、調査事項。武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等の調査に関する事項。

2つ、特別委員会の設置。本調査は武雄市議会委員会条例第6条の規定により、委員10人からなる武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会を設置して、これに委託するものとする。

3、調査権限。本議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会に委任する。

4、調査権限。武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、本年度においては10万円以内とする。

平成27年9月16日、武雄市議会、杉原豊喜様。提出者、武雄市議会議員江原一雄。賛成者、武雄市議会議員谷口攝久。

2人で決議案を提案いたしました。決議案に基づいて提案理由を申し上げます。（「もうよかばい」と呼ぶ者あり）

1つは、さきの定例会一般質問において、この業務委託等に関して質問をいたしました。しかし、当局から一切答えず住民訴訟中であり、係争中であり、答弁は差し控えさせていただきますと、説明責任を強く拒否をされました。このことに鑑みれば調査特別委員会を設置する以外にありません。

第2に、この件に関して関係者がそれぞれコメントをホームページ等で表明されています。CCC、教育長、小松市長、前市長の4氏であります。これを見て、どこに責任があるのか不自然であります。この点について解明すべきであります。

3つ目に、名称に、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務等と記しています。平成24年9月議会に提案され、可決された4億5,000万円の図書館・歴史資料館の改修に伴うものであります。業務委託等の執行に際して、そのうち佐賀地裁に裁判中でもあります。今市民から求められている市議会としての権能を発揮するため、調査特別委員会の設置はこの市民の要望、付託に応えるものと考えます。

以上、提案理由申し述べ決議案、調査特別委員会の設置に御賛同いただきますよう、可決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始します。10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

提出者の趣旨説明で読み上げられたときには、全く中身がわかってなかったんですけど、その後の理由のところではなんとなく感じてはおるんですが。一般質問等ということでおっしゃいました、係争中であるため回答ができないという答弁ばかりだったということですけど、これは百条委員会等を設置しても、司法権の独立を侵害することにつながるのではないかなという懸念もちょっとあるわけですし、それと何よりも聞きたいのはですね、表題からすべて先ほど朗読をされました、項目全部に業務委託等って書いてあるんですよね。この「等」、業務委託等というのは、業務委託以外にもあるということなんですか。何を指すのかわからずさっぱりそこがわからないので、よければそちらをお示しいただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

上田議員の質問にお答えします。百条での必要性を言われましたけれど、この間2年半たって、こうしたことが明らかになってまいりました。そのため一般質問等で質疑をいたしましたけれども、何ら答弁をされませんでした。その点考えますと、まさにこの調査、市議会としての権能を発揮することが求められているのではないかと考え、提案理由を申し上げます。

業務以外等についての問題については、当時先ほど申しましたように平成24年9月議会補正予算で、市費として計上された改修費に4億5,000万円の改修費が計上され、施工されてきました。そのうち裁判に提訴されている訴状には、その中の1億8,000万円にかかわる業務委託等が係争中であります。

しかし私は、この業務委託等……（「答弁になつたらんわ」と呼ぶ者あり）業務委託等に関することは、今提案で申し上げましたように図書館・歴史資料館改修費の4億5,000万そのものであり、業務委託等も含めた中身でございます。

御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

係争中であるために答弁が出てこなかったっていうのは、議会で一般質問するのも百条で
するの、何ら変わりはないんじゃないかなと、私はちょっと個人的に感じておるところで
すけど。

その4億5,000万の業務委託等っておっしゃいますけど、それも業務委託なんですよ、
だと思っんですけど、その「等」、これの「等」は必要なかどうなのかが、ちょっと今の説
明で見えなかったので、改めてお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

上田議員申されているように、係争中にかかわる、もとい、先ほど申しましたように平成
24年の9月議会で、4億5,000万円が市費として計上されて改修が伴われました。その中
で係争中に該当する部分、訴状にあるのは約1億8,000万にかかわることです。しかし
市議会として今求められているのは、改修に伴う予算計上4億5,000万円にかかわるもの
ではないかと。そういうことも踏まえて業務委託等に関する4億5,000万円、そのもの自体を
調査特別委員会で、改修に伴う約1億3,000万円に上る建設費、改修費に関してその他合
わせて4億5,000万円の調査も含めて、業務委託等とあわせて調査するべきだと、そういう
ことで考えて業務委託等に文言を挿入している理由であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

今ですね、江原議員おっしゃいましたけれども、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う
業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案となっていますよね。じゃあ4億
5,000万という数字はどこから出てくるのか。これは改修費を含めてですよ、4億5,000万
というのは。あなたのここに「等」という書き方をした決議案を出したということはですね、
全く関係のない部分まで、あなたは出しているということなんです。後で反対討論でいき
たいと思いますけれども、そういうふうな、全くこう関係ないような決議案として出されて
いますけれども、果たしてそれが、百条委員会を設置するに値するのかどうかというのを
含めてお答えを願いたい。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

私の提案理由について質問されたわけでございますけれど……

〔18 番「提案理由なんてほかにはないんだし、説明することなかろうもん」〕

ちょっと待ってください。表題にありますように、武雄市図書館・歴史資料館の改修であります。ここに4億5,000万円の市費を投じて改修をされました。特に提案理由の2点目に申し上げました、いわゆるホームページ等で関係者の表明がされております。それは業務委託にかかわることが述べられております。しかし全体4億5,000万円という改修費そのものがどうだったのかと。あわせて改修を、表題にありますように図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等とは、まさに1億8,000万円だけではなく建設費等含めた4億5,000万円に関する調査特別委員会の設置でございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

であるならばですよ、であるならば改修に伴うはいらんとやないですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）業務委託料に関して、あなたは出したんでしょ。（「改修だけじゃなかったね」と呼ぶ者あり）改修費の分についてはですね、別建ての予算としてこれ出ているわけですよ。あなたの今言っていることは、要するに業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案ということですよ。予算議案の中でも見てもらってわかるように、別建てになっているんですよ。その辺のところをちゃんと説明していただかないと、皆さん方わかりにくいかと思いますけれども。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

再度申し上げますけれども、この表題にありますように……

〔18 番「再度申し上げますけれどもじゃないよ」〕

武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う4億5,000万円であります。そのうち業務委託等とは、まさに先ほど提案理由2に申し上げましたように、関係者の見解が述べられております。そのことを鑑みて、改修に伴う業務委託だけではなく業務委託等と述べているのは、まさにそのことを指しているわけでありまして……（発言する者あり）改修に伴うものであります。

御理解をいただき、この付託に応える4億5,000万円の改修費に伴う、そして業務委託に関する市民の疑問に答える調査特別委員会を設置することが、今近々に求められている課題

ではないかと。そのため決議案を提案させていただいております。（発言する者あり）

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

じゃあ決議案の文章を書き直して提出し直してくださいよ。そうじゃないと、これはちょっとおかしいんじゃないですか。（発言する者あり）あなたがいろいろ言う必要ないですよ、横から。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○18番（山口昌宏君）（続）

だからですね、そういうことであれば、あなたはこの文案をちゃんと書き直して、提出をし直してくださいよ。じゃないとですね、皆さん方誤解を招きやすい。その点についていかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

山口昌宏議員から、私の提案理由の中身が問題だと申されておりますが、私はこの提案、決議案の表題と中身については間違っていない。

提案理由申し述べましたように、そのとおりでございますので、御理解をいただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません3回目ですので最後になると思います。

さっきも山口議員と一緒になんですけど、その改修に伴う業務委託等というところなんですよね。だから改修に伴う業務委託等となれば、改修に伴う業務委託以外に何かあるとついでにふう見てしまうんですよ。だけんが、この「等」が何なのかというところ、ずっと聞きようなんですけど、どこんたいのがあるのか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○10番（上田雄一君）（続）

でも説明ば、再度聞きようぎ「等」はなかとですよ。私には、伝わっとらんとですよ。だからそこをもう一回説明を、最後お願いできますでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

上田議員の質問でございますけれど、先ほどるる申しあげましたように業務委託等を意味しているのは、いわゆる明らかに1億8,000万円。一般質問等で答弁されませんでした。

〔18番「係争中って言いよったろ」〕

だから、だからこそ全体の改修に伴う総額4億5,000万円、これが必要なわけでありまして。（「それはデザイン関係の変更のとやったろもん」と呼ぶ者あり）それは4億5,000万円の全体にかかわることの中で、業務等にかかわることを明らかに調べなければならないことが、表面に私たちの知るところでなったわけでありまして。だからこそ今、市議会の役割、権能を發揮してそのための調査を行う。これが当然必要ではないでしょうか。だから決議案として提案をさせていただいております。

改修、業務委託等とは、まさに4億5,000万円も改修とあわせてより強調したことでありまして、御理解のほどいただきたいと思っております。（「強調しただけですね、それでわかった」と呼ぶ者あり）

以上、よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。19番川原議員

○19 番（川原千秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。決議第1号の武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案に対し、反対の立場で討論を行います。

先ほどの趣旨説明、その中で、いろいろ質疑が出ておりましたが、なかなかわからない部分が多いわけですね。私が思うには、この決議案は武雄市図書館・歴史資料館の、この改修に伴う業務委託でございますので、この業務委託の経緯といいますか、若干私が知っている範囲でございますが、これはまあ武雄市の図書館・歴史資料館にもっと多くの方がですね、多くの市民の方が来ていただきたいと、そしてもっと活用していただきたい、そういった思いの中、前市長の樋渡啓祐氏は、東京の代官山にありますこの蔦屋書店、これを見て本当にこれはすばらしいなど。そういった思いの中で、ぜひこんなすばらしいイメージを持った本

屋、これを何とか武雄市の図書館歴史資料館に持ってくるできないかとそのように考えられたんじゃないかと思います。

そしてそのノウハウを持っている、つまりCCC、カルチャ・コンビニエンス・クラブの増田社長に直接直談判をされたと聞いております。そして全国的に注目を浴びる武雄市図書館また歴史資料館がリニューアルオープンできたと、そのように私は思うわけであります。図書館をリニューアルするといっても、市民の利便性を考えますと長い間休館、閉館するわけにもいきませんし、そのノウハウを持っているCCCに、新しい図書館の空間創出業務を委託するのがベストと思われたわけじゃないかと思います。

時間的な余裕がなく、また膨大な作業をする中で、多少の事務上の不備があったとしても、このリニューアルオープン1年目の2013年には、来館者が92万人、そして2年目も80万人と、そのような来館者がありまして、多くの方に御利用いただいている実績があるわけでございます。

今、武雄市議会に求められているものは、業務委託等の不備のあら探しをして、それを政争の具とするものではなくですね、市民の暮らしを守るためにこそ、汗をかくべきだとそのように考えたわけでございます。

今回の採決にあたって、議員諸氏の良識ある冷静な判断を呼びかけて、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

私は、決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託に関する調査特別委員会の設置を求める決議案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど川原議員がおっしゃったように、全国的に注目される図書館でございますが、その観光施設として、またいろんな面で注目を浴びておりますが、今回議会一般質問において、図書館の問題に対して私も含め数名の質問がされたわけです。教育委員会の答弁としては、訴訟中として答えなかったことが、質問が終わった後で教育委員会の説明として報道資料を送付され、その翌日に新聞の報道となったわけです。この新聞の報道を見てですね、皆さんからこれはどうなったのかという質問はきました。でも私はその内容を見て、なかなか理解ができませんでしたので、説明ができませんでした。今回この議会ですね、教育委員会から改めて説明があると思っておりましたが、なされておられません。

また、この選書の問題。いわゆるCCCのノウハウというのが問題にされておる中ですね、来月1日オープン予定の海老名市図書館でも、書籍の選書問題で同じようなことが市議会指摘されております。

市民の皆さんの不信を抱かせないためにも、市議会として特別委員会を設置して、真実を

精査すべきと私は思います。（「真実」と呼ぶ者あり）

以上の理由で決議案に対する、私の賛成討論といたします。どうぞよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（杉原豊喜君）

18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

（資料提示）おはようございます。きょう朝、松尾初秋議員が「おい、見たや？」「なんぼ？」って。すごい議会。一般質問じゃなかですよ、きょうは。すごい議会ということで佐賀新聞から出ているんです。それ何て書いてあるか、1行だけ。「武雄市議会の情報提供がすごい」が見出しでずっと書いてある。

そういう中で、今回のこの議案について、反対の立場から討論を、すごい議会の中でやってみたいと思います。

3点。まず1点目、決議案の内容を見たときに業務委託料等、先ほどから上田議員も言われております。業務委託料等、「等」ということは、じゃあ後に何かがあるのか、何にもない、何にもないのに「等」というのはおかしい。ということですね、今現在係争中でもあり、この文案そのものが認めがたい。これがまず1点。

2点目、これは議会で可決成立した議案であります。その議案、議会で可決成立したということは、議会の皆さん方を含めて、すべての議員の皆さん方を含めて議会の総意であり、そして議会の総意ということは、市民の総意であると。これはちゃんと法的に決められております。ましてや今回の案件については、もう既に決算委員会でも承認をされている案件であります。

3点目、委託料はその範囲で業務の委託であって、業務を委託された場合には、その中で業務をする。じゃあ体育協会がそのほかのことをするのを、その業務の中でするのがおかしいか。それはあり得ない。

そういうことの中で、今回の案件については、何ら私に言わせれば協議をするに値しないと、そういうふうなことを含めて、反対討論とさせていただきます。

議員の各位の御賛同よろしく申し上げます。（笑い声）

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。（発言する者あり）（「反対討論」と呼ぶ者あり）討論をとどめました。（反対討論」と呼ぶ者あり）

今度は賛成に。（発言する者あり）24番谷口議員

ちょっと適切ではないですよ。（「あのとき続けてくれたと、続けたっちゅうのを」と呼ぶ者あり）

○24 番（谷口攝久君）〔登壇〕

（資料提示）私は百条の委員会設置に、賛成の立場で討論いたします。

いろいろ反対の意見等も出ておりましたけども、私はここに委員会を設置することについて、建設費等という表現をしたと。委託費等という表現が説明の中ありましたけども、それに対していろいろ意見が出ていましたけども、現実問題としてですね、図書購入費として計上したものを「等」と書いてあったからといって建設費の一部に充てたというですね、議会で予算議決した内容と違うような措置が行っているケースが出てきているわけですよ。それはもう皆さん御存じのとおりです。

ですから、そういうふうな予算の使い方じゃなくて、図書の内容を充実するために予算組んでいるのを、議会が内容充実するために——ただね、「等」の中の「等」の考え方が違うわけですよ。その「等」というのは、ほかの建設費に使っていいかという「等」じゃないんですよ。本を購入し図書館で運用するために必要なものは何かというですね、このAという本が何月何日に、いわゆる図書の分類上は何に当たるということですよ、分類して標識カードになっている。本にこう貼ってあるじゃないですか、あの本の貼る費用が200円かかるんですよ、1冊に。皆さん御存じだと思いますよ、図書読んでいる方は。そういう費用が入っているから図書購入費等になっているわけです。それを図書購入を少なくしたから、安くできたからそれを建設に充てるというのは、これ常識から考えてもおかしいわけですよ。議会ではそういうことは通りません。そういうふうな問題があるからね、「等」のいうことに、いうってことにいろいろ反対の意見言っておりますけどもね、とても私は理解できません。

ただそのことは、別に討論の反論ではございませんから。私は申し上げたいのはですね。いずれにしてもこういう問題の中で実は……（「議長、簡潔にさせて」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。討論を続けてください。

○24 番（谷口攝久君）（続）

やじはやめさせてください。

この問題の中で、非常に大事なことが2つあります。まず第1は、先ほど申し上げたのもそうですけども実際ですね、本当にですよ、図書の購入についてもですね、実は私はここに持ってきておりますのは、購入する前に廃本した本の名前です。これは住民監査請求で出されたもんですよ。何千冊という本が処分されています。この中で、購入しなきゃいかんような名前の内容の同じようなものは幾つも入っているわけですよ。

そういうふうなことがあっても、しかし内容充実をして図書を充実した上で市民、あるいはそれを利用者の方々に本当に素晴らしい図書館であったとすることについてはね、私たち何も異議はないから、私たちも図書館のことについては協力をしてきているわけですよ。ですけどもそういうふうなね、そういうことを何かすりかえたような形で、不正とまでは言い

ません。しかしもう少しですね、やっぱり図書の購入費なら購入費で、しかも購入した場所、それから購入した場所と同じ系列のところから購入されていることもこれはちょっと疑問に、いかがという気がします。しかし、本であればどこで買ったことは別として、もっと正確な形でそういう買い方をしてほしいということです。

それから、そういうふうなものについて、どういうふうなことを考えていますかと言うとね、例えばですよ……（「議長、ずっとずれようけんが、ちゃんとしてよ」と呼ぶ者あり）聞いてから言いなさい。（発言する者あり）

そういうふうなことで大事なこと、ここなんです。図書の購入でもですよ、私たちが本に携わったことがありますのでよくわかりますけども。いわゆる図書のそういう日販とか、そういうふうな図書の関係のところから経由するものと、同じ系列の相手をするものとすればね、本でもそのことが明らかになってから、このCCCといいますか、その図書館の関係が新しい本を幾つか寄附するというふうなことがあります。それはちょっとおかしい感じなんです。それよりも、そのいわゆる適切ではない本、あるいはいかがかと思われるような本がもしあったとすればですよ、それを寄附するんじゃなくて、それをこの返還した上で新しくその本を購入すりゃいいわけですよ。

何か一部のような問題を、だからそういうことをきちんと調査するためには、いわゆる議会で一般質問の形じゃなくて、いわゆる百条調査委員会、これはですね、本当ですよ、今の教育長とか、あるいは現の市長だけじゃなくて、いわゆる今の図書館の建設にかかわった前の市長も召喚して、請求できるのは、この特別委員会しかできないわけです。そういうことを含めて本当に市民の方々から納得できるような行動をしてほしいと、そのためには特別委員会を設置しないといかんということを思います。

私がもう一つ申し上げたいのはですね……（「もうよかですよ」と呼ぶ者あり）わかってないでしょ。（「議長、精査ばしてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

議員、この決議案の討論ですけども、中身をこう説明されているような感じですので。

○24番（谷口攝久君）（続）

とにかくこのことについてはですね、大事なのはどうもですね。（発言する者あり）私のまあ乏しい法律知識じゃあいけませんけども、この件は購入に当たる問題等についても何となくですね……（発言する者あり）教育委員会……（「議長」と呼ぶ者あり）こんなの関係あるから百条で取り上げられる問題言っているわけです。何かね、これ不真正連帯責任を。

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、討論を。

○24番（谷口攝久君）（続）

問われるような問題があるんじゃないだろうか。

○議長（杉原豊喜君）

決議案の討論から逸脱しておりますので、決議案の。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、そういうもの百条でしかできんわけです。

○議長（杉原豊喜君）

可決していただくようなですね、採決をしていただくような、あれをお願いしたい。

○24番（谷口攝久君）（続）

まあ一応ですね、こういう問題、非常に大事な問題で、それに伴うものについては市民が、そして多くの方々がどうなんだろうかと。そういうことを思う、本当に関心を持って注目してあります。

ですから、本当にもうこの議会はきょうで終わりますから、定例会は……（発言する者あり）だから特別委員会は百条委員会をつくってですね、そして十分に論議をすると、そういうことが大事だということで、あえてこの設置の提案について賛成をいたしました。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待って。

21番松尾初秋議員

○21番（松尾初秋君）〔登壇〕

反対討論を簡潔にします。反対理由でございますけども、これ最初ですよ、週刊誌とか何かで疑惑が出たと。それにCCCさんがちゃんと否定したり答えなかったりしたらこれは百条委員会を開かんばいかんかもわかりませんが、ちゃんと答えとんさあわけですよ。だから何らですよ、百条委員会を開く理由もないし、利益もないと思います。以上をもって、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第21……

〔20番「議長、議事進行」〕

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）

すいません。進行に対してちょっと。議会の進行について一言お伺いしたいと思います。

先ほど議長はもう討論をとどめたって言われました。とどめた後に、またそれを許可されたということは、例えばこれは討論だからいいですけども採決、その他の部分でも認めなきゃいかん、あのとき認めたじゃないだろうかと言われちゃうんですね。ここでもうきちんと、こういうことはもうきちんととどめたら、もうそれはないというのを宣言していただきたい。そうしないと、この後あのときはこうやったけどと前例になってしまうのでぜひお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行につきましては、以前もですね、こういう同様の件がありました。そのときも討論をとどめてからされた方もいらっしゃるんですけど、そのときも議長表決をしたらもうそこで終わりだということになっておりますので、これはですね、今ただいまの議事進行の指摘を受けたのを十分に尊重させていただいて、表決した後はもう受け付けないということにさせていただきたいと思います。

〔21 番「議長、議事進行」〕

21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）

ちょっと議事進行しますけども、結局議長がですよ、私は早ようから討論、討論って手を挙げよったわけですよ。それをあなたが勝手にですよ、早よう討論とどめたわけですよ。それ議長のせいでしょ、そこんとこ私たちのせいのごとて言うてもらったら困ります。

○議長（杉原豊喜君）

はい、わかりました。

○21 番（松尾初秋君）（続）

そこも考えてくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

はい、はい。

○21 番（松尾初秋君）（続）

そしてあわせて言うてください、ちゃんと。

○議長（杉原豊喜君）

今は手を挙げていたことに、私が気づけなかったということでございます。ここら辺も私も十分注意して、隣には事務局もいますので、そこら辺は対応させていただきたいと思っております。

日程第 21 閉会中の継続審査の申出について（各委員会調査事件）

日程第 21 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、平成 27 年 9 月 武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時38分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 吉 川 里 己

〃 議 員 朝 長 勇

〃 議 員 松 尾 陽 輔

〃 議 員 古 川 盛 義

会 議 録 調 製 者 友 廣 秀 敏